

宮城県企業局の水道水及び浄水発生土の放射能測定結果について

宮城県企業局の水道水及び浄水発生土について、放射能濃度の測定を実施しましたので、その結果についてお知らせします。

1 測定結果

(1) 水道水

全ての検体において、基準値（10Bq/kg）を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

（単位：Bq/kg）

採取年月日	平成 29 年 5 月 8 日		測定年月日	平成 29 年 5 月 8 日	
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
		Cs-134		Cs-137	
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 （検出下限値 0.4 未満）	不検出 （検出下限値 0.4 未満）	不検出 （検出下限値 0.6 未満）	不検出 （検出下限値 0.6 未満）	
大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	
大崎広域水道 中峰浄水場（大和町）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	不検出 （検出下限値 0.5 未満）	不検出 （検出下限値 0.6 未満）	不検出 （検出下限値 0.6 未満）	

（注）「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指します。例えば、放射性ヨウ素における、南部山浄水場「不検出（0.4 未満）」であれば、採取日に南部山浄水場で採水された水道水の放射性物質濃度が 0.4Bq/kg 未満であることを意味します。

基準値・・・平成 24 年 4 月 1 日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として 10Bq/kg が設定されました。

(2) 浄水発生土

（単位：Bq/kg）

採取年月日	平成 29 年 5 月 4 日及び 8 日		測定年月日	平成 29 年 5 月 8 日		
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム				
		Cs-134		Cs-137	Cs-134+137	
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 （検出下限 10 未満）	不検出 （検出下限 7 未満）	28	28		
大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 （検出下限値 7 未満）	不検出 （検出下限値 7 未満）	25	25		

（注）1 不検出等の考え方については「水道水の結果」を参照ください。

2 大崎広域水道中峰浄水場及び仙台北部工業用水道衡東浄水場においては、新たな浄水発生土が発生していないことから、今回、放射能測定は実施していません。

3 保管・処分方法について、平成 23 年 12 月 27 日に環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）に基づき、適切に行っています。

（参考）<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

2 測定機関

宮城県（保健環境センター）

3 その他

過去の測定データについては次のホームページを参照願います。

- ・宮城県企業局

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/housyanouindex.html>

- ・放射能情報サイトみやぎ

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>